

出雲市農業農村整備工事における現場環境改善費の積算要領

(目的)

第1条 この要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 出雲市が発注する屋外で実施する農業農村整備工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象としない。

(1) 施設機械工事(電気通信設備工事、鋼橋仮設工事を除く)

(2) 建築工事

(対象となる内容)

第3条 工事に伴い実施する現場環境改善(仮設備関係、営繕関係、安全関係)及び地域連携(以下「現場環境改善等」という。)に関するものを対象とする。

(適用の範囲)

第4条 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

(積算方法)

第5条 積算方法の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 現場環境改善費の積算は「建設工事積算基準第13編(総則)第1章(土木請負工事における現場環境改善費の積算)」による。
- (2) 現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計には含めず、受発注者協議により実施の要否、対策の妥当性を確認のうえ、率計上及び積上げ計上により変更設計にて計上する。ただし、発注者が当初から必要と認めた工事は、当初発注時点で現場環境改善费率計上による費用を計上する。
- (3) 現場環境改善费率計上による費用は、原則として計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携)ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施することを基本とした費用を見込むものである。また、5つの内容の選択にあたっては地域の状況・工事内容により、組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

- (4) 熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分で計上される額の 50%を上限に、変更設計により計上を行うものとする。その費用は「物価資料」または「見積り」等を参考に適切に積上げ計上すること。なお、現場環境改善費の熱中症対策は現場の施設や設備に対するものであり、現場管理費の補正にて計上される作業員個人の熱中症対策の費用と重複がないこと、及び対策の妥当性を確認すること。
 - (5) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」または「見積り」等を参考に適切に積上げ計上すること。
 - (6) 全ての実施内容について、設置した機器等の稼働に係る電気代・燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。
- 2 率計上として実施する内容が 5 つ未満の場合は、次のとおりとする。
- (1) 現場の環境や地域の状況を考慮し、5 つ実施する必要がある場合は、「物価資料」または「見積り」等を参考に適切に積上げ計上すること。なお、その費用は、現場環境改善費率から計算される額を上限とする。
- 3 積上げ計上する場合の留意事項は、次のとおりとする。
- (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
 - (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
 - (3) 施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議のうえ、決定するものとする。

(現場環境改善等計画書の提出について)

第 6 条 現場環境改善等を実施する工事について、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出するものとし、工事完了後において、その実績を写真にて確認すること。

(工事成績評定の取扱いについて)

第 7 条 現場環境改善として実施した内容については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

(現場環境改善費の実施事例)

第 8 条 取組み内容の選定にあたっては、本事例にとらわれることなく、工事規模や地域の状況に応じた内容を選定すること。

【率計上分】

【現場環境改善(仮設関係)】

- ・小学校付近の通学路において、バリケードや現場事務所等への照明にイルミネーションを施した。
- ・現場事務所付近に手作りの柵や壁掛け用の鉢を設け、周辺住民や作業員が親しみやすいようにした。
- ・化粧パネルやデザインを入れた仮囲いやガードフェンスを現場に設置した。
- ・人工芝やカラーフェンスを使用して仮歩道を設置した。

【現場環境改善(営繕関係)】

- ・現場事務所に冷蔵庫、製氷機及び自販機を設置した。
- ・作業員の作業環境改善のため、木製テーブルや椅子を用いた屋外休憩所を設置した。
- ・現場事務所の休憩所に温水シャワー設備や水洗トイレを設置した。

【現場環境改善(安全関係)】

- ・写真や地元キャラクターのデザインを用いた工事用看板を設置した。
- ・新規入場者の顔写真入りの標示板を設置した。
- ・工事現場付近が携帯電話の圏外地域のため、通信手段として衛星電話を確保した。

【地域連携】

- ・事業計画概要や計画図を作成し、事業の必要性や竣工後の様子を広報し住民理解度の向上に努めた。
- ・作業場所周辺の環境整備として、横断歩道や歩道の清掃活動を行った。
- ・工事地域における関係農家、周辺住民との調整(地元説明会、農家の立会確認、農家との現場打合せ等)を行った。

【積上げ計上分】

【現場環境改善(安全関係)】

- ・熱中症対策として、日よけテントやミストファンを設置した。
- ・防寒対策として、使い捨てカイロの常備・配布を行った。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。